

発信日：令和2年5月8日
公益財団法人 日本訪問看護財団

【第6報】新型コロナウイルス感染症に関する本財団WEB調査の結果 (速報)と訪問看護関連情報

全国を対象地域とした「緊急事態宣言」は5月31日まで延長することが決まりました。5月4日に開催された専門家会議では、長期化を見据え、「新しい生活様式」が提案されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に応じた対策や方針が各自治体でも打ち出されています。これから夏のシーズンを迎え、また日に日に暑さも増しており、熱中症対策も必要となります。

新型コロナウイルス感染症の軽症者で自宅療養者は1,984人、ホテルでの宿泊療養者は862人の発表がありました(4月28日時点)。「新しい生活様式」を取り入れながら、訪問看護師として、気を緩めることなく感染予防に徹底した対応が求められます。

引き続き、1日も早い新型コロナウイルス感染症の収束に向けて協力しましょう。

1. 訪問看護ステーションにおける新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果

当財団では、Web調査による「令和3年度介護報酬改定及び新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート調査」を4月16日～24日の期間で実施しました。その結果を速報でお伝えします。

アンケート送付先は当財団会員(個人・団体)2,714件で、424か所から回答を得ました(回収率15.6%)。

〔事業所の基本情報〕

1) 所在地 (n=424)

回答が得られた424件の所在地は、政令指定都市が23.8%、次いで中核市16.5%、東京都特別区が12.3%でした。

図表 所在地

東京都特別区	52	12.3%
政令指定都市	101	23.8%
中核市	70	16.5%
その他	201	47.4%

2)開設法人 (n=424)

開設法人は営利法人(株式会社)が 50.5%で最も多く、次いで医療法人が 17.7%、社団・財団法人が 11.3%でした。

図表 開設法人

医療法人	75	17.7%
社会福祉法人	18	4.2%
地方公共団体	11	2.6%
日本赤十字社・社会保険団体	6	1.4%
社団・財団法人	48	11.3%
協同組合	6	1.4%
営利法人(株式会社)	214	50.5%
特定非営利活動法人	13	3.1%
その他	33	7.8%

3)開設期間 (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションの 2020 年 3 月末日までの開設期間は、15 年以上が 25.9%で最も多く、次いで 5 年以上 10 年未満が 22.2%、3 年以上 5 年未満が 18.9%でした。

図表 開設期間

1年以上2年未満	46	10.8%
2年以上3年未満	35	8.3%
3年以上5年未満	80	18.9%
5年以上10年未満	94	22.2%
10年以上15年未満	33	7.8%
15年以上	110	25.9%
上記以外	26	6.1%

4)2020 年 3 月の 1 か月間についての実態

(1)医療保険利用者的人数 (n=424)

医療保険の利用者は 1~20 人が 54.5%で最も多く、次いで 21~50 人が 30.4%、51~100 人が 9.9%でした。

図表 医療保険の利用者人数

1~20人	231	54.5%
21~50人	129	30.4%
51~100人	42	9.9%
100人以上	17	4.0%
該当者なし	5	1.2%

(2)介護保険利用者的人数 (n=424)

介護保険の利用者は 21~50 人が 37.3%で最も多く、次いで 51~100 人が 27.4%、1~20 人が 23.8%でした。

図表 介護保険利用者人数

1~20人	101	23.8%
21~50人	158	37.3%
51~100人	116	27.4%
100人以上	32	7.5%
該当者なし	17	4.0%

(3)訪問看護従事者数(常勤換算)

看護職員:平均 5.5 人 (n=415)

療法士※:平均 1.4 人 (n=424)

看護補助者:平均 0.3 人 (n=424)

開設期間と看護職常勤換算について、優位な相関はみられませんでした。

※本調査における「療法士」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のことをいいます。

[新型コロナウィルス感染症に関する訪問看護ステーションの方針及び対応について] (2020年4月1日時点)

1)訪問看護ステーションにおけるBCP(事業継続計画書)の作成 (n=424)

BCPを作成している訪問看護ステーションは 41.7% でした。

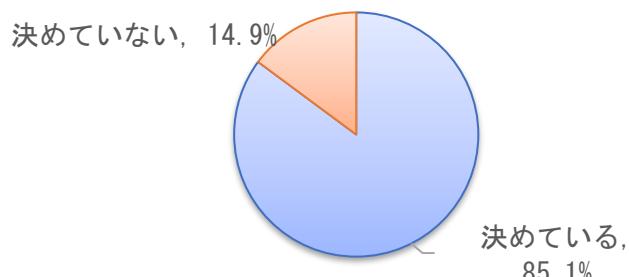
図表 訪問看護ステーションにおけるBCP の作成



2)利用者やスタッフに感染者または濃厚接触者がいる場合の対応の取り決めについて(n=424)

利用者やスタッフに感染者または濃厚接触者がいる場合の対応の取り決めについて定めている訪問看護ステーションは 85.1% でした。

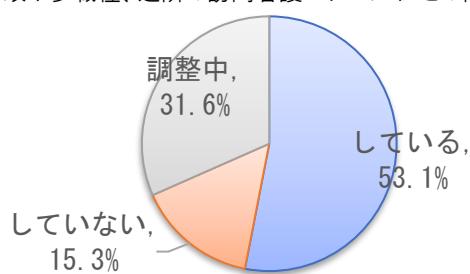
図表 濃厚接触者がいる場合の対応の取り決め



3)行政や多職種、近隣の訪問看護ステーションとの情報共有・連携について (n=424)

行政や多職種、近隣の訪問看護ステーションとの情報共有や連携をしている訪問看護ステーションは 53.1% でした。

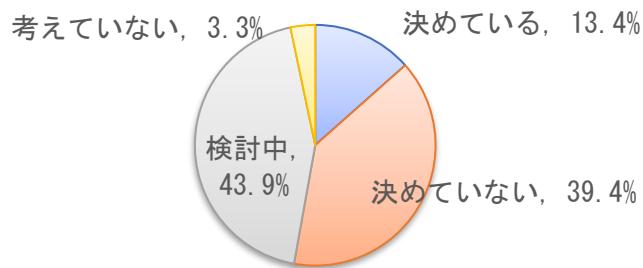
図表 行政や多職種、近隣の訪問看護ステーションとの情報共有・連携



4)訪問看護ステーションが休業した場合の利用者を引き受ける事業所について (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションが休業した場合、利用者を引き受ける他の事業所を決めているのは 13.4%、決めていないは 39.4%、検討中は 43.9%、考えていないは 3.3%でした。

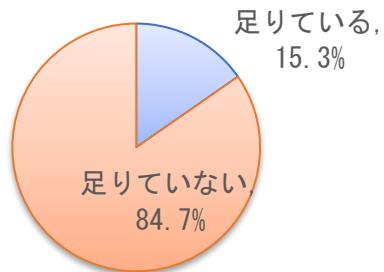
図表 休業した場合の利用者を引き受ける事業所について



5)業務に必要な感染防護具について (n=424)

業務に必要な感染防護具が足りている訪問看護ステーションは 15.3%であり、足りていない訪問看護ステーションは 84.7%でした。

図表 業務に必要な感染防護具について

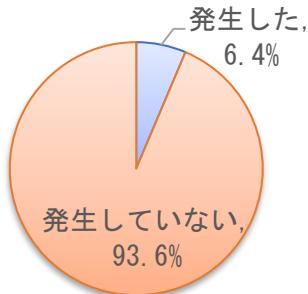


〔新型コロナウィルス感染症の発生状況について〕

1)利用者における新型コロナウィルス感染症(疑い含)の発生状況 (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションの利用者において、新型コロナウィルス感染症(疑い含)が発生したのは 6.4%でした。

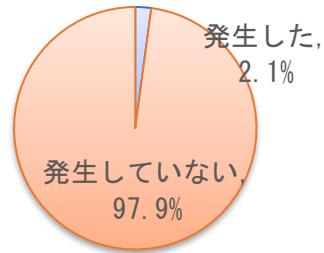
図表 利用者における新型コロナウィルス感染症(疑い含)の発生状況



2)スタッフにおける新型コロナウイルス感染症(疑い含)の発生状況 (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションのスタッフにおいて、新型コロナウイルス感染症(疑い含)が発生したのは 2.1%でした。

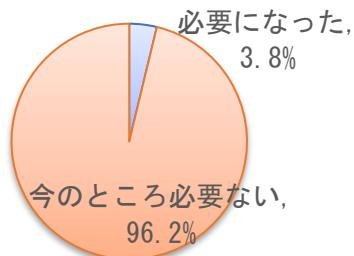
図表 スタッフにおける新型コロナウイルス感染症(疑い含)の発生状況



3)近隣の訪問看護ステーションとの連携状況 (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションにおける近隣の訪問看護ステーションとの連携状況について、実際に近隣の訪問看護ステーションとの利用者移行等、連携体制が必要になったのは 3.8%でした。

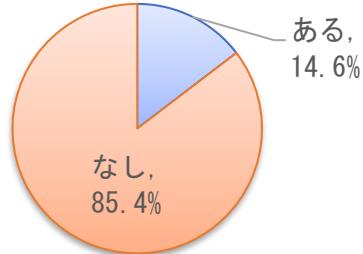
図表 近隣の訪問看護ステーションとの利用者移行等・連携状況



4)新規の利用をやむを得ず断ったケースの有無 (n=424)

回答者が属する訪問看護ステーションにおいて、新規の利用をやむを得ず断ったケースがあったのは 14.6%でした。

図表 新規の利用をやむを得ず断ったケースの有無



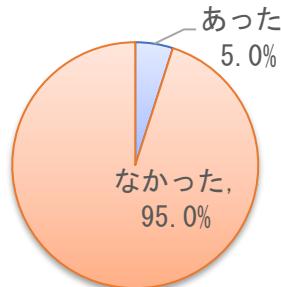
5)上記 4)で「ある」の場合の断った件数

上記で「ある」と回答したうちの 62 件から回答を得られました。新規の訪問を断った件数は平均 1.9 件でした。

6) 臨時的な 20 分未満の訪問(介護保険)の有無 (n=424)

新型コロナウイルスに関連した臨時的な 20 分未満の訪問があったのは 5.0%でした。

図表 臨時的な 20 分未満の訪問(介護保険)の有無



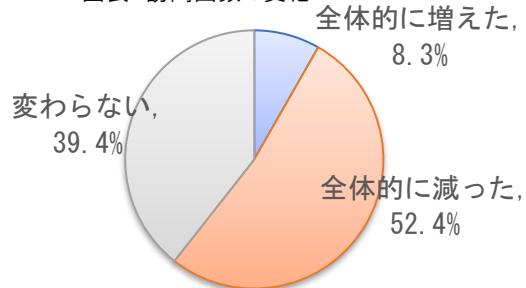
7) 上記 6)で「あった」場合の件数

上記で「あった」と回答したうちの 15 件から回答を得られました。20 分未満の訪問を行った平均件数は 3.4 件でした。

8) 訪問回数の変化について(2020 年 1 月から 3 月の推移) (n=424)

新型コロナウイルス感染症に関連した訪問回数の変化について、訪問回数が全体的に増えたのは 8.3%、全体的に減ったのは 52.4%、変わらないのは 39.4%でした。

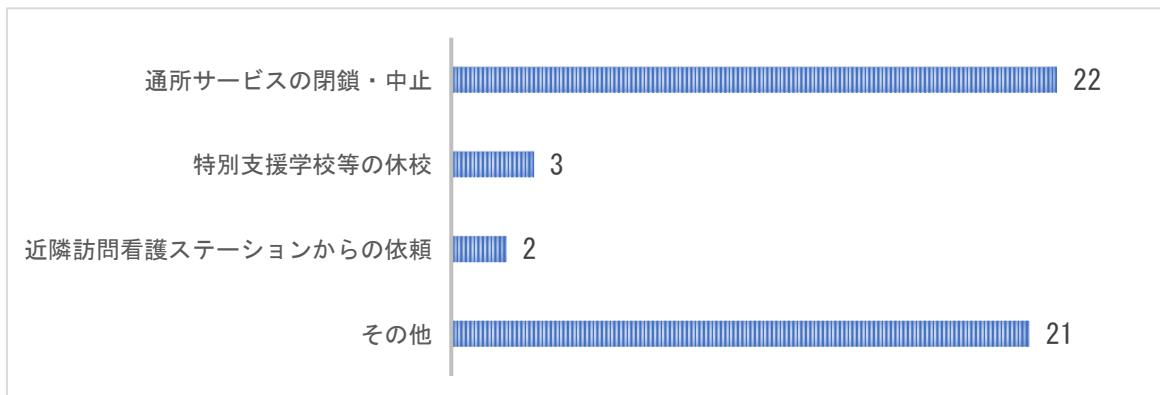
図表 訪問回数の変化



9) 上記 8)で「全体的に増えた」理由(複数選択可)

上記 8)の設問で「全体的に増えた」理由について 35 件の回答を得られました。全体的に訪問回数が増えた理由は、通所サービスの閉鎖・中止が 22 件で最も多く、次いで特別支援学校等の休校が 3 件、近隣訪問看護ステーションからの依頼が 2 件でした。

図表 訪問看護回数が増えた理由 (複数回答)

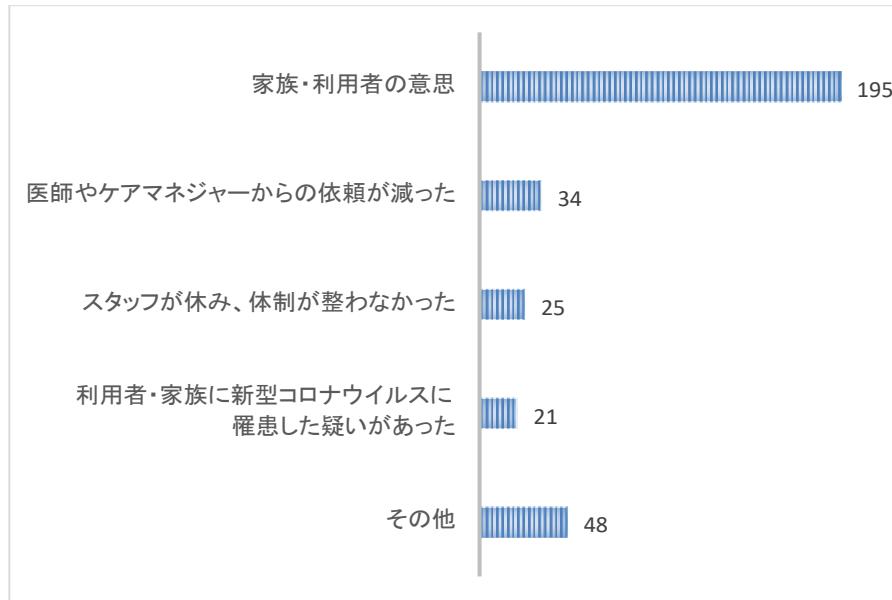


10)上記 8)で「全体的に減った」理由(複数選択可)

上記 8)の設問で「全体的に減った」理由について 222 件の回答を得られました。全体的に訪問回数が減った理由は、家族・利用者の意思が 195 件で最も多く、次いで医師やケアマネジャーからの依頼が減ったが 34 件、スタッフが休み、体制が整わなかったが 25 件、利用者・家族に新型コロナウイルスに罹患した疑いがあつたが 21 件でした。

図表 訪問看護回数が減った理由

(複数回答)

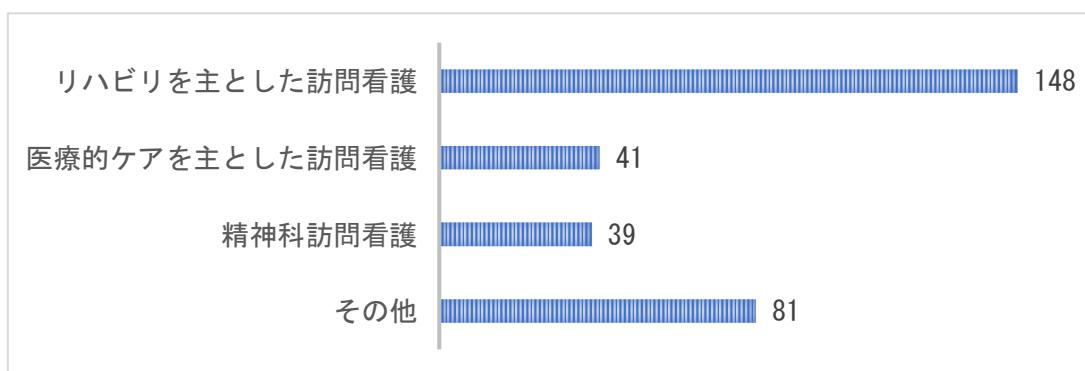


11)上記 8)で「全体的に減った」場合、減らしたケアの内容(複数選択可)

上記 8)の設問で「全体的に減った」場合の減らしたケアの内容について 222 件の回答を得られました。全体的に減らしたケアの内容では、リハビリを主とした訪問看護が 148 件で最も多く、次いで医療的ケアを主とした訪問看護が 41 件、精神科訪問看護が 39 件の順でした。

図表 減らしたケアの内容

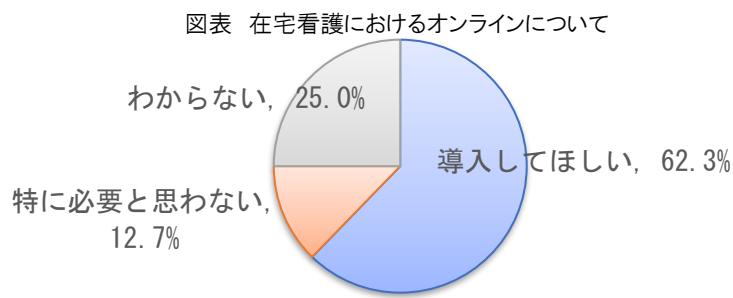
(複数回答)



12)在宅看護におけるオンラインについて

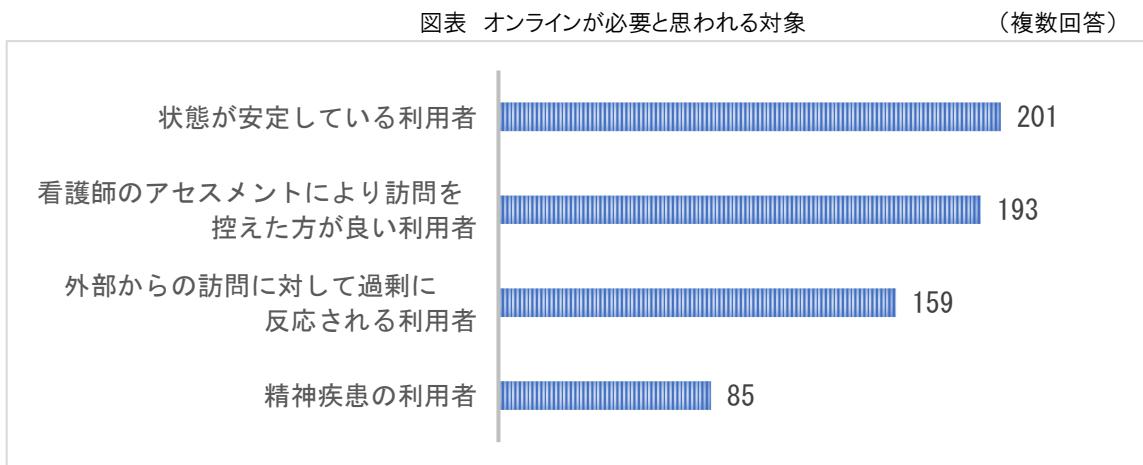
(1)在宅看護でオンラインを導入することについて (n=424)

在宅看護でオンラインを導入することについて、導入して欲しいが 62.3%で最も多く、次いでわからないが 25.0%、特に必要と思わないが 12.7%でした。



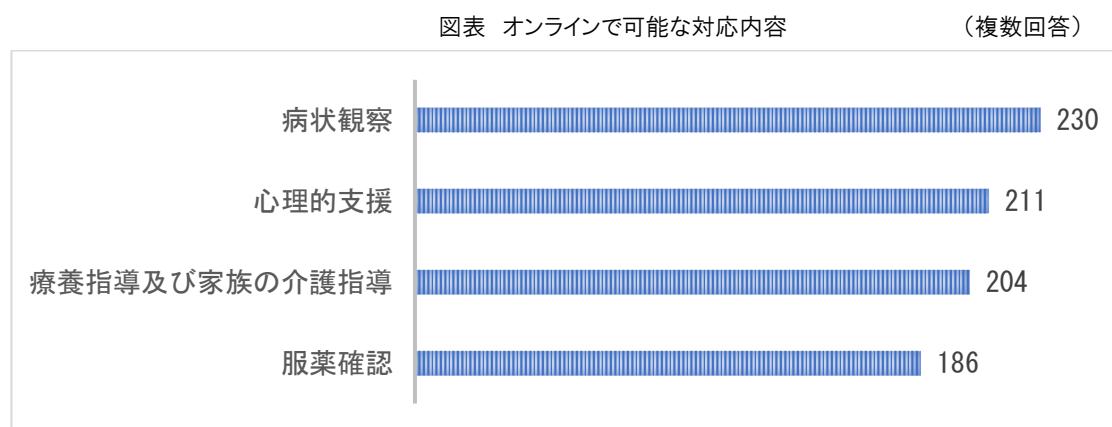
(2) オンラインが必要と思われる対象について(複数選択)

上記(1)の設問で「導入して欲しい」と回答した 264 件より回答を得られました。オンラインが必要と思われる対象について、状態が安定している利用者が 201 件で最も多く、次いで看護師のアセスメントにより訪問を控えた方が良い利用者が 193 件、外部からの訪問に対して過剰に反応される利用者が 159 件でした。



(3) オンラインで可能な対応内容について(複数選択)

上記(1)の設問で「導入して欲しい」と回答した 264 件より回答を得られました。オンラインで可能な対応内容について、病状観察が 230 件で最も多く、次いで心理的支援が 211 件、療養指導及び家族の介護指導 204 件、服薬確認が 186 件でした。



[アンケート調査結果のまとめ]

○感染防護具は 84.7%が不足と回答

業務に必要な感染防護具は 359 人(84.7%)が不足していると回答していました。今後感染者(疑いのある人を含む)への訪問看護が増加するなか、訪問看護ステーションの看護師が濃厚接触者又は感染者にならないように感染防護具の充足は必須と考えられます。

○訪問看護回数は 52.4%が減少と回答

通所サービスの閉鎖等により訪問回数が増えたところもありますが、222 件(52.4%)は減少していました。減少した理由で最も多いのは家族・利用者の意思で 195 件(50.0%)、次いで、医師やケアマネジャーからの依頼でした。リハビリテーションを主としたケアが全体的に減少しています。小規模の訪問看護ステーションが事業を継続できるような支援が必要です。

○電話等による対応は 62.3%が希望

電話等によるオンラインの訪問看護が必要な対象については、状態が安定している利用者が 201 人、看護師のアセスメントにより訪問を控えたほうが良い利用者 193 件、外部来訪者に過剰に反応される利用者 159 人となっています。

※4 月 24 日付厚生労働省保険局医療課通知及び老健局老人保健課他通知により、電話等による訪問看護が新型コロナウイルス感染症の臨時の取扱いとして認められました(【第 5報】をご参照下さい)。

○訪問看護ステーションが休業した場合の連携体制が必要

BCP(事業継続計画)を作成していたのは 58.3%で、利用者やスタッフに感染者又は濃厚接触者がいる場合の対応については 85.1%が取り決めていました。しかし、自分の訪問看護ステーションが休業した場合に利用者を引き受ける他事業所を決めているのはわずか 13.4%でした。実際に、近隣の訪問看護ステーションとの利用者移行等、連携体制が必要になったのは 16 件(3.8%)でした。今後、さらに近隣・行政等との連携が重要と思われます。

○新型コロナウイルス感染症関連のアンケート調査結果の活用

本調査結果の中で、特に新型コロナウイルス関連の結果の活用として、厚生労働省に速報値を情報提供しました。また、高階恵美子議員からの依頼で、要望項目を作成し、その裏付けとして速報値を使用しました。さらに、当財団で発行している機関紙「ほうもん看護」に速報値を含めた新型コロナウイルス関連の記事を掲載しました。

訪問看護における新型コロナウイルスに関する影響についてNHK 横浜支局から取材を受け、4月 30 日 NHK 首都圏ネットワークにて一部のデータが放映され、訪問看護ステーションの実態を一般の方々に知っていただきました。

2. 訪問看護関連情報

1)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」

厚生労働省老健局老人保健課より、4月30日に訪問看護に特化したQ&Aがホームページに掲載されました。この中から、これまで当財団の第1報から第5報で紹介した情報の他に、新たに掲載された内容を抜粋してご紹介いたします（「3.参考資料・サイト」5）より一部抜粋・加筆）。

(1)訪問看護サービス提供に係る事務手続きについて

Q1 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事業所の一時休止等により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供の緊急性が高く事務手続き等が間に合わない場合に柔軟な取扱いをしてよいか。

A 緊急性が高く、手続きが間に合わない場合については柔軟な取扱いとして差し支えない。

(2)一時的に基準を満たせない場合の取扱いについて

Q2 従業員の感染等により一時的に人員基準等を満たすことができない場合に加算の算定等について柔軟な取扱いをしてよいか。

A 指定等の基準や基本サービス費に係る施設基準、看護体制加算等基準以上に人員配置をした場合に算定可能となる加算については利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

Q3 サービス提供体制強化加算の算定要件について、新型コロナウイルスの感染の影響により、看護職員等の増員を行った場合に有資格者の割合の計算の際、当該職員を除外して算出してもよいか。

A 差し支えない。また、サービス提供体制強化加算の算定要件である定期的な会議についても感染拡大防止の観点から柔軟な対応が可能である。

2)新型コロナウイルス感染症患者に対する訪問看護（医療保険のみ）は指定感染症の公費負担対象

令和元年1月28日付で、新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症と定められ、入院患者の費用は公費負担の対象となっていましたが、新たに対象者が拡大され、令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者へ訪問看護を提供した場合にも、自己負担分が指定感染症の公費負担対象となりました。

請求の仕方に関する詳細は「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」令和2年4月30日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>（「3.参考資料・サイト」8）をご確認ください。

3)新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(5月提出分及び6月提出分)の取扱いについて(「3. 参考資料・サイト」9))

令和2年5月1日の「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(5月提出分及び6月提出分)の取扱いについて(依頼)事務連絡」において、4月サービス提供分(5月提出分)及び5月サービス提供分(6月提出分)の請求明細書の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合は、通常の請求期日より後に請求することが可能となりました。

この場合、請求期日(今月5月提出分は11日まで)までに事業所所在の国保連に届け出ることが必要です。

3. 参考資料・サイト

1)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2)厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

3)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関するQ&A(医療機関・検査機関の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00004.html#Q5

4)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

5)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(訪問看護に係る事項まとめ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome_houmonkango.html

6)厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)」令和2年4月24日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf>

7)厚生労働省老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第10報)」令和2年4月24日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625347.pdf>

8)厚生労働省保険局医療課長通知「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」令和2年4月30日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>

9)厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(5月提出分及び6月提出分)の取扱いについて(依頼)」令和2年5月1日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627654.pdf>